

第32期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

○事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

○連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

○計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

○監査報告

- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告
- ・監査等委員会の監査報告

第32期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、年1回、当該システムの整備・運用状況につきモニタリングを実施しております。また、取締役会がその内容を確認し、当該システムの改善に継続的に取り組んでおります。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、全取締役及び従業員に対し、当社グループコンプライアンスポリシーの遵守を繰り返し徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ② 前項実施のため、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当部署を定めコンプライアンスを推進するとともに、内部監査室を設けて法令・定款及び社内諸規程の遵守を検証する。
- ③ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ① 情報管理規程、文書管理規程、ITガイドライン等の規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 取締役及び監査等委員である取締役は、いつでも前項の情報を閲覧することができることとする。
- ③ 閲覧・コピー及び保管場所・保存期間等に関する不備の有無を確認し、必要に応じ規程を追加・修正する。
- ④ 保存媒体に応じ、機密性が高くかつ必要事項の検索が容易となるよう工夫し、保管・運用を行う。

(3) 損失リスクの管理に関する規程その他の体制

- ① 職務分掌規程、職務権限規程における責任体制を徹底し、日常的なリスクの把握を強化する。
- ② リスク管理規程に従い、リスクの分類整理を進め、それぞれに適した管理体制の再構築と責任者の明確化を行い、継続的な管理状況のレビューと改善を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合は、社長をトップとし管理担当取締役を補佐として、顧問弁護士等外部アドバイザーを含むチームを組成して各関係ステークホルダー等への迅速な連絡と対応を行う。

(4) 取締役の職務の効率的な執行を確保するための体制

- ① 職務の効率的な執行のベースとして取締役会を原則月1回開催し、建設的な討議が行えるよう準備する。また、必要に応じ適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会以下各種会議体において、重要な経営指標とその目標及び計画施策とその結果などが明確になるよう運営を行い、業務効率と情報伝達のスピードアップを図る。
- ③ 意思決定プロセスの効率化・迅速化を進め、業務効率と情報伝達のスピードアップを図るために、執行役員制度を採用する。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 幹部層の意識から全従業員まで、コンプライアンスプログラムの徹底を更に進める。
そのため、順次研修を実施する。
- ② 監査等委員会との連携の下、内部監査室が毎年内部監査計画を定め、適切に実施する。
- ③ 法令違反の懸念を発見した取締役又は当社従業員は、遅滞なく内部通報制度を活用するか、もしくは監査等委員である取締役へ報告する。

(6) 企業集団における業務の適正性を確認・確保するための体制

- ① ホールディングス体制下におけるグループ全体の実態に即したコンプライアンスプログラムの継続的な見直し・整備を進めるとともに、当社グループ共通のプログラムとして共有し、それぞれ実施する。
- ② グループ会社に対する経営管理基本方針を定め、権限の明確化、重要情報の基準の明確化、迅速な情報の伝達と開示、そして方針や判断の適切なフィードバックを推進する。
- ③ グループ会社におけるリスクの把握を進め、リスク管理規程の策定などリスク毎の管理体制とリスク管理責任者の明確化を行う。
- ④ グループ内で適切な取引や会計処理が確保されるよう、グループ内取引規程を定め、実施する。
- ⑤ 子会社及び関連会社管理規程において、子会社の意思決定のうち一定の重要案件について当社の稟議決裁を義務付け、また経営に関する重要書類を当社に提出することを義務付けている。
- ⑥ 当社は、月1回、当社の取締役、執行役員及び子会社の社長が出席する報告会を開催し、子会社の業績、重要事項につき報告させる機会を設けている。

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が必要と認める場合、監査等委員会を補助する使用人を監査等委員会の指揮下に置く。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査等委員会を補助する使用人は、他部署の使用人を兼務せず、その任免・異動・賃金その他の人事事項は、監査等委員会の同意を必要とする。

(9) 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員でない取締役及び執行役員は、監査等委員である取締役に対して、法令に定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定などの内容
 - ・業績及び業績見通しの発表の内容
 - ・内部監査の内容及び結果
 - ・内部情報提供制度に基づく情報提供の状況
 - ・行政処分の内容
 - ・前各号に掲げるものの他、監査等委員である取締役が求める事項
- ② 使用人は、監査等委員である取締役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。
 - ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
 - ・重大な法令又は定款違反事実
- ③ 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社

の監査等委員である取締役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実

④ 監査等委員である取締役は常勤取締役会の他、経営上重要な会議に適宜出席できる。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

グループコンプライアンスプログラムにおいて、当社グループの役職員が当社監査等委員である取締役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

(11) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室は、監査等委員会の助言・要望を得つつ内部監査を実施するとともに、監査等委員である取締役と定期的に会合を持ち密接な情報交換及び連携を図る。
- ② 監査等委員会は代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 代表取締役は、子会社を含めた当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及び当社行動基準に基づき、当社経理部門等の関連部門を中心とする十分な体制を整備し、内部統制システムの構築と運用を行う。
- ② 当社及び子会社の内部統制監査部門は、子会社を含めた当社グループにおける内部統制の遵守状況及びその有効性を定期的に検証し、必要と認められる改善策・是正策を検討する。
- ③ 当社及び子会社の内部統制監査部門責任者は、当社取締役会に対して、内部統制監査部門における検証結果を報告し、併せて必要と認められる改善・是正策を提言する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制の運用状況について、情報の保存・管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行い、必要に応じて閲覧できるようにし、廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法にて廃棄する。

使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制の運用状況について、代表取締役や管理部門から、使用人に対して適宜コンプライアンスプログラムを周知させ、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施する。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	5,819,382	2,302,452	△202,471	8,019,362
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△215,033		△215,033
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,197,880		1,197,880
自 己 株 式 の 取 得				△200,907	△200,907
自 己 株 式 の 処 分		5,939		28,392	34,332
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	5,939	982,847	△172,515	816,272
当 期 末 残 高	100,000	5,825,321	3,285,299	△374,986	8,835,635

	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	62,741	8,082,104
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△215,033
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		1,197,880
自 己 株 式 の 取 得		△200,907
自 己 株 式 の 処 分		34,332
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	40,395	40,395
当 期 変 動 額 合 計	40,395	856,667
当 期 末 残 高	103,136	8,938,771

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 6社
- ・ 連結子会社の名称 (株)スペースシャワーネットワーク
(株)SKIYAKI
スペースシャワーエンタテインメントプロデュース(株) (注)
インフィニア(株)
(株)SPACE SHOWER FUGA
(株)ロックガレージ

(注) 2025年4月1日付で株式会社セップより商号を変更しております。

- ・ 連結の範囲の変更 2025年4月1日を効力発生日として、株式会社SKIYAKIを吸収合併存続会社、コネクトプラス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、当連結会計年度よりコネクトプラス株式会社を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

会社名	決算日
(株)ロックガレージ	10月31日

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

其他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

- ・ 商品 先入先出法
- ・ 仕掛品 個別法
- ・ 貯蔵品 個別法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属

設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 6～8年

工具、器具及び備品 2～20年

(ロ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

無形固定資産

(イ) リース資産以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

顧客関連資産 14年

ソフトウェア 3～5年

商標権 5～15年

ただし、映像権利(その他)については、見込収益獲得可能期間に基づく定率法を採用しております。

(ロ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度賞与支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度賞与支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

損害賠償損失引当金

損害賠償金等の支払に備えるため、当連結会計年度末において将来に発生しうる損失の見積額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足後概ね3ヶ月以内に受領しております。

(イ) コンテンツセグメント

コンテンツセグメントの主な売上は、イベント事業、ライブハウス事業、エンタテインメントカフェ事業、アーティストマネジメント事業、レーベル・エージェンツ事業及び有料放送事業です。

(i) イベント事業、ライブハウス事業及びエンタテインメントカフェ事業

上記事業の主な売上は、イベント売上と店舗売上です。上記に係る取引は、イベント及び店舗の開催日に履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ii) アーティストマネジメント事業及びレーベル・エージェンツ事業

上記事業の主な売上は、マネジメント契約又はレーベル・エージェンツ契約を締結しているアーティスト主催のイベント売上と音楽配信等による楽曲売上です。

上記に係る取引は、イベント売上においては、その開催日に履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しており、音楽配信等による楽曲売上は、顧客が配信した時点で収益を認識しております。

(iii) 有料放送事業

有料放送事業の主な売上は、有料チャンネル運営です。

上記に係る取引は、放送日に履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ロ) ソリューションセグメント

ソリューション売上上の主な内容は、ファンクラブ（以下「FC」といいます）及びECサービスを中心としたプラットフォーム事業、ディストリビューション事業並びに映像制作事業です。

(i) ファンクラブ（FC）サービス

FCサービスにおいては、主に顧客に対するファンクラブコンテンツの提供を行っており、顧客との契約に基づく契約期間にわたりコンテンツの提供を手配することで履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり収益を認識しております。

(ii) ECサービス

ECサービスにおいては、主にクリエイターグッズ等のオンラインでの商品販売を行っており、当該商品を顧客に引き渡した時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(iii) ディストリビューション事業

ディストリビューション事業の主な売上は、デジタル音楽配信です。上記に係る取引は、顧客が配信した時点で収益を認識しております。

(iv) 映像制作事業

映像制作事業の主な売上は、ミュージックビデオ制作やライブ映像制作です。

上記に係る取引は、顧客へ納品し顧客の検収が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

14年間の定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る負債の計上基準

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(ハ) 譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬制度に基づき取締役等に支給した報酬については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

プラットフォーム事業に係る固定資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産 2,943,849千円

(のれん1,124,092千円及び顧客関連資産1,740,000千円を含む)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び顧客関連資産は、株式会社SKIYAKIの全株式を取得した際に計上したものであります。

当連結会計年度においては、のれん及び顧客関連資産が多額に計上されていることから、プラットフォーム事業の割引前将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を上回っているため、減損の兆候はないと判断しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画に基づいており、売上高成長率を主要な仮定としております。将来の市場環境の変化等により、主要な仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類におけるプラットフォーム事業の固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高は、以下のとおりであります。

売掛金 3,354,602千円

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 583,348千円

4. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 22,858,256千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	17,029,205株	一株	一株	17,029,205株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	488,182株	317,936株	65,270株	740,848株

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式の市場買付けによる306,300株、単元未満株式の買取請

求による買取り11,636株による増加であります。また、自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬付与に伴う自己株式の処分65,270株による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

当社

2025年6月26日開催の第31期定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	215,033千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	13円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月27日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2026年6月25日開催予定の第32期定時株主総会において次のとおり付議いたします。
普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	407,208千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	25円
・基準日	2026年3月31日
・効力発生日	2026年6月26日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達するようにしております。なお、当連結会計年度において新規借入はありません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所を賃借する際の支出及び営業保証金であり、預入先の信用リスクに晒されております。

長期預金は、固定金利の定期預金であり、満期日は決算日後2年超であります。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが、2ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資を目的としたものであり、リース期間は最長で決算日後6年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当社グループが所有する投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- (ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期預金	2,000,000	2,000,000	－
敷金及び保証金（※2）	466,407	338,468	△127,939
資産計	2,466,407	2,338,468	△127,939
リース債務	16,881	16,596	△285
負債計	16,881	16,596	△285

(※1) 「現金」の他、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額 61,862千円であります。

(※3) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	43,758

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,072,994	－	－	－
売掛金	3,354,602	－	－	－
長期預金	－	2,000,000	－	－
合計	10,427,596	2,000,000	－	－

(4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	2,882	2,560	2,560	2,560	2,560	3,757
合計	2,882	2,560	2,560	2,560	2,560	3,757

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(6) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(7) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	338,468	－	338,468
長期預金	－	2,000,000	－	2,000,000
資産計	－	2,338,468	－	2,338,468
リース債務	－	16,596	－	16,596
負債計	－	16,596	－	16,596

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

時価は、元利金の合計額を同様の新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。なお、流動負債に計上したリース債務と固定負債に計上したリース債務を合算して表示しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、神奈川県鎌倉市に、賃貸用の建物（土地を含む。）を保有しております。2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は879千円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(2) 賃貸等不動産時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
44,290	－	44,290	44,090

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士による評価額又は、一定の評価額（実勢価格又は査定価格）や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく評価によっております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	コンテンツ	ソリューション	計	
売上高				
ライブ売上	3,063,697	－	3,063,697	3,063,697
アーティスト売上	2,258,789	－	2,258,789	2,258,789
メディア売上	2,309,761	－	2,309,761	2,309,761
エンタテインメントカフェ売上	3,667,295	－	3,667,295	3,667,295
プラットフォーム売上	－	4,017,371	4,017,371	4,017,371
ディストリビューション売上	－	4,925,403	4,925,403	4,925,403
クリエイティブソリューション売上	－	2,615,938	2,615,938	2,615,938
顧客との契約から生じる収益	11,299,543	11,558,712	22,858,256	22,858,256
外部顧客への売上高	11,299,543	11,558,712	22,858,256	22,858,256

(注) より経営実態に即するべく、顧客との契約から生じる収益を分解した情報に係る収益分解区分の見直しを行った結果、当連結会計年度より、従来開示しておりました「ライブ・コンテンツ売上」を「ライブ売上」と「アーティスト売上」の2区分に分けて開示しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,113,989
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,354,602
契約負債(期首残高)	498,641
契約負債(期末残高)	583,348

契約負債は、主に将来の履行義務にかかる対価の一部を顧客から受け取った前受金及び前受収益に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 542円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 73円14銭 |

10. 企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

I. 吸収分割

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：アライアンス事業（株式会社スペースシャワーネットワーク旧アライアンス事業本部の事業）

事業の内容：協賛広告の獲得及び他社とのコンテンツの共同制作等

(2) 企業結合日

2025年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社スペースシャワーネットワークを吸収分割会社とし、スペースシャワーエンタテインメントプロデュース株式会社（2025年4月1日付で株式会社セップより商号変更）を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

吸収分割会社	吸収分割承継会社
株式会社スペースシャワーネットワーク	スペースシャワーエンタテインメントプロデュース株式会社（2025年4月1日付で株式会社セップより商号変更）

(5) その他取引の概要に関する事項

業務の効率化、事業部門間の連携強化、全体的な事業ポートフォリオの最適化を目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

II. 吸収合併

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

結合企業の名称 株式会社SKIYAKI

事業の内容 ファンクラブなどのプラットフォームの開発・提供

(吸収合併消滅会社)

被結合企業の名称 コネクトプラス株式会社

事業の内容 アーティスト等のファンクラブ／ファンサイトの運営

(2) 企業結合日

2025年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社SKIYAKIを存続会社、コネクトプラス株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社SKIYAKI

(5) その他取引の概要に関する事項

業務の効率化、事業部門間の連携強化、全体的な事業ポートフォリオの最適化を目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金の額の減少)

当社は、2026年5月29日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の当社第32期定時株主総会に、資本準備金の額の減少に関する議案を付議することを決議しました。

1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

2. 資本準備金の額の減少の要領

資本準備金977,579,052円の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

3. 日程

(1) 取締役会決議日	2026年5月29日
(2) 株主総会決議日	2026年6月25日（予定）
(3) 債権者異議申述公告日	2026年7月24日（予定）
(4) 債権者異議申述最終期日	2026年8月24日（予定）
(5) 効力発生日	2026年9月1日（予定）

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	977,579	2,809,190	3,786,769	27,170	1,102,307	1,129,477
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△215,033	△215,033
当 期 純 利 益						316,895	316,895
自己株式の取得							
自己株式の処分			5,939	5,939			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	－	－	5,939	5,939	－	101,861	101,861
当 期 末 残 高	100,000	977,579	2,815,129	3,792,709	27,170	1,204,169	1,231,339

	株主資本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△202,471	4,813,775	4,813,775
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△215,033	△215,033
当 期 純 利 益		316,895	316,895
自己株式の取得	△200,907	△200,907	△200,907
自己株式の処分	28,392	34,332	34,332
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			－
当期変動額合計	△172,515	△64,713	△64,713
当 期 末 残 高	△374,986	4,749,061	4,749,061

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- (イ) リース資産以外の有形固定資産 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8～50年
工具、器具及び備品 5～15年
(ロ) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

② 無形固定資産

- (イ) リース資産以外の無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
商標権 5～15年
(ロ) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料、業務受託料、オフィス賃貸料及び受取配当金であります。なお、取引の対価は、履行義務の充足後概ね2ヶ月以内に受領しております。

業務受託料及び経営指導料については、子会社との受託契約に基づき、契約内容に応じた受託業務を契約期間にわたり継続的に提供することにより履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり収益を認識しております。

オフィス賃貸料については、子会社との賃貸契約に基づき、契約期間にわたりオフィスの

賃貸を行うことにより履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり収益を認識しております。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬制度に基づき取締役へ支給した報酬については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 4,209,486千円

(株式会社SKIYAKIの株式4,106,406千円を含む)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は取得原価で計上しておりますが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が見込めない場合、評価損を計上することとしております。また、投資先の会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たりの純資産額に比べて相当高い価額で当該投資先の株式を取得した場合において、その後に超過収益力等が減少したために実質価額が著しく低下したときには、当該投資先の会社の財政状態の悪化がないとしても、当該投資先の会社に対する投資について評価損を計上することとしております。

株式会社SKIYAKIに対する投資に係る株式の取得原価には、同社の株式取得時点における将来の事業の成長見込みに基づいた超過収益力等が反映されております。このため、株式会社SKIYAKIの財政状態が株式取得以降において悪化していない場合であっても、株式取得時に見込まれていた事業の成長が達成されない場合や事業計画の前提となった経営環境に著しい悪化が認められた場合、あるいはそのような見込みがある場合など、超過収益力等が毀損することで、翌事業年度の計算書類における関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

区分掲記されたもの以外の関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	86,175千円
② 短期金銭債務	15,030千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	1,321,730千円
② 販売費及び一般管理費	130,145千円
③ 営業取引以外の取引高	5,173千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	488,182株	317,936株	65,270株	740,848株

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式の市場買付けによる306,300株、単元未満株式の買取請求による買取り11,636株による増加であります。また、自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬付与に伴う自己株式の処分65,270株による減少であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	4,891
役員退職慰労引当金	3,882
投資有価証券及び会員権評価損	30,314
株式報酬費用	27,610
資産除去債務	7,175
税務上の繰越欠損金	5,970
その他	19,876
繰延税金資産小計	99,723
評価性引当額	△70,800
繰延税金資産合計	28,923
繰延税金資産の純額	28,923

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の 関 係				
子会社	株式会社 炭スペースシャ ーネットワーク	1	コンテンツの企 画・制作、各種 イベントの企 画・制作、アー ティストマネジ メント・エー ジェント事業等	直接 100	7 名	経営管理 オフィスの 賃 賃 管理業務受 託 託 資金の借入	経営指導料	282,816	売 掛 金	25,924
							オフィスの 賃	131,124	売 掛 金	12,019
							管理業務 受 託	73,080	売 掛 金	6,699
							資金の借入	1,300,000	関係会社 短期借入金	1,300,000
							利息の支払	3,277	未 払 金	828
子会社	株式会社 SKIIYAKI	31	プラットフォー ム 事業 等	直接 100	6 名	経営管理 オフィスの 賃 賃 資金の借入	経営指導料	203,556	売 掛 金	18,659
							オフィスの 賃	145,740	売 掛 金	13,359
							配当金の受取	300,000	-	-
							資金の借入	1,300,000	関係会社 短期借入金	1,300,000
							利息の支払	1,896	未 払 金	828
子会社	インフィニア株式会社	3	飲食店経営、 グッズ企画販 売、衣装制作販 売、タレントマネ ジメント事業等	直接 100	4 名	経営管理 資金の貸付	資金の貸付	200,000	関係会社 短期貸付金	200,000
							利息の受取	123	未収入金	123

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料については、業務内容を勘案し、決定しております。

オフィスの賃貸については、取引実勢を勘案し協議の上決定しております。

管理業務受託料については、人件費等のコストを勘案し協議の上決定しております。

資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

受取配当金については、子会社の株主総会決議により決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	291円56銭
(2) 1 株当たり当期純利益	19円35銭

10. 企業結合等に関する注記

「連結注記表 10. 企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、当該事項の注記を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 彦 太
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 根 正 文
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・監査人が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

スペースシャワー-SKIYAKIホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴
業務執行社員

彦 太

指定有限責任社員 公認会計士 中 根
業務執行社員

正 文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スペースシャワー-SKIYAKIホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行についての監査の方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、当該決議に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

スペースシャワー-SKIYAKIホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷川 裕朗 ㊞

監 査 等 委 員 井 上 昌 治 ㊞

監 査 等 委 員 丸 山 聡 ㊞

(注) 監査等委員 井上 昌治、丸山 聡の各氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上